



令和4年1月13日

各 位

上場会社名 丸東産業株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長 菅原正之  
(コード番号 7894)  
問合せ先責任者 取締役総務本部長 徳丸秀則  
(TEL 0942-73-3845)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和4年5月27日開催予定の第75期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (5) その他、一部役員名称の変更、句読点の追加を行うものであります。

変更内容は、次ページ以降を参照ください。

2. 変更内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 1 4 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 2 2 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じて取締役会長 1 名および<u>専務取締役、常務取締役</u>、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 &lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第 1 4 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 2 2 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じて取締役会長 1 名および<u>取締役専務、取締役常務</u>、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役との責任限定契約)</p> <p>第 4 0 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間で会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役との責任限定契約)</p> <p>第 4 0 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間で会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 現行定款第 1 4 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 1 4 条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 0 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 1 4 条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 令和 4 年 5 月 2 7 日（金）  
定款変更の効力発生日（予定） 令和 4 年 5 月 2 7 日（金）

以 上